

建設工事総合評価方式の改正について

令和8（2026）年4月

郡山市契約検査課

総合評価方式については、価格と品質が総合的に優れた調達方法により、工事品質の確保を図るために、平成20年度から試行しているところですが、平成23年度以降、東日本大震災の影響により、復旧・復興工事の早期の完成を最優先に考え、総合評価方式の入札の実施を見合わせていました。

平成30年度から建設工事の品質確保を図るとともに、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、優良な建設業者の育成を図るため、総合評価方式を再開していましたが、この度、近年の入札環境の変化等を踏まえ、一部制度内容を見直すこととしました。この資料では、主な改正点について、改正前後の内容を対比しながらご案内します。詳細については、郡山市建設工事総合評価方式実施要綱、郡山市総合評価方式実施ガイドライン及び総合評価方式における自己採点方式入札参加者のためのQ & Aを御確認いただき、入札に参加する際は併せて発注時の公告及び留意事項等資料を御熟読ください。

【主な改正点】

- 1 実施する対象工事の見直し
- 2 自己採点方式の導入
- 3 調査基準価格以上の入札に対する加点の実施
- 4 評価項目の見直し

1 実施する対象工事の見直し

改正前	改正後
設計金額が1千万円以上1億5千万円未満の工事の中から郡山市契約審査会の審議を経て選定	以下に該当する工事を原則実施 ・設計金額が1億円以上1億5千万円未満の土木一式工事及び建築一式工事 ・設計金額が5千万円以上1億5千万円未満の とび・土工・コンクリート工事 ※緊急を要する場合その他総合評価方式により 難しい特別な理由がある場合を除く

2 自己採点方式の導入

改正前	改正後
・簡易型及び特別簡易型 発注者採点方式を採用	・簡易型 発注者採点方式を採用 ・特別簡易型 自己採点方式を採用 【自己採点方式の流れ】 ・入札参加者は入札時に自己採点申請書を提出 ・開札 ・自己採点に基づき評価値の最も高い者の入札

	参加資格、加算点を審査 ・自己採点に誤りがない又は誤りがあっても順位に変動がない場合は落札決定 ・順位に変動がある場合は次順位者を審査
--	---

3 調査基準価格以上の入札に対する加点の実施

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> 入札金額に対する加点なし 調査基準価格は、最低制限価格と同様に設定基準で算出された額に一定の範囲内で調整を加える 	<ul style="list-style-type: none"> 調査基準価格以上の金額で入札を行った者の加算点に 15 点の加点 調査基準価格は、設定基準で算出された額に調整を加えない

4 評価項目の見直し

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> 障害者の雇用の実績／仕事と生活の調和／働く女性応援／消防団への継続加入状況の 4 項目は簡易型にのみ適用 簡易型 加算点の上限は 17 点 特別簡易型 加算点の上限は 13 点 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の雇用の実績／仕事と生活の調和／働く女性応援／消防団への継続加入状況の 4 項目を特別簡易型にも適用し、企業の地域社会に対する貢献度の加算点の上限を統一 簡易型 加算点の上限は 32 点 特別簡易型 加算点の上限は 30 点 <p>※調査基準価格以上の入札に対する加点 15 点を含む。</p> <p>※簡易型と特別簡易型の 2 点の差は簡易な施工計画に関する評価によるもの。</p>

問い合わせ先

郡山市契約検査課

TEL : 024-924-2601